（№　B/L-2020-024）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発信者記入欄 | | | | | | | 事務局記入欄 | | | | | |
| 発　信　日　　2021年2月12日 | | | | | | | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 会 社 名 | | | | | | | 反映対象バージョン： | | | | | |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 0 |
| 部 署 名　LiteS規約WG | | | | | | | 事務局処理記入欄 | | | | | |
| 担当者名 | | | | | | |
| TEL:  連 絡 先  FAX: | | | | | | |
| データ項目（新設）の改訂　[1367]労務費相当額 | | | | | | | | | | | | |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求内容】  （1）改訂項目   * 労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、改正建設業法（令和元年月12日公布、令和2年10月1日施行）にて、元請業者に下請代金のうち「労務費相当額」を現金払いとする義務が課された。 * それを踏まえ、国土交通省から、手形等による支払を慎み、少なくとも労務費相当額を現金払いとするよう支払い条件を設定する旨が、国土交通省　不動産・建設経済局長通知として提示された。（令和2年7月31日　国不建推第3号･国不建整第6号） * また、改正建設業法の施行を控え建設業課長より、改正建設業法の徹底と、それに伴う建設業法令順守ガイドラインの改訂が通知された（新たに「請負代金を手形で支払う場合の留意事項」に関する項目を設けた）。（令和2年9月30日　国不建第175号） * これらより、[1367]労務費相当額　のデータ項目の新設が要望された。   （2）改訂対象メッセージ  建築積算依頼、建築積算回答、建築見積依頼、建築見積回答、設備見積依頼、設備見積回答、購買見積依頼、購買見積回答、見積不採用通知、確定注文、注文請け、鑑項目合意変更申込、鑑項目合意変更承諾、合意解除申込、合意解除承諾、一方的解除通知、合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知  （3）改訂内容  以下のとおり変更する。  ＜CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.8 　には記載なし＞   |  |  | | --- | --- | | 変更前 | ＜本文＞  記載なし | | 変更後 | ＜本文＞   |  | | --- | | [1367]労務費相当額  　下請代金のうち労務費に相当する部分 |  * 合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知は、確定注文から情報を受け継いで金額を入力 | | | | | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求の理由】   * 労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、改正建設業法（令和元年月12日公布、令和2年10月1日施行）にて、元請業者に下請代金のうち「労務費相当額」を現金払いとする義務が課された。 * それを踏まえ、国土交通省から、手形等による支払を慎み、少なくとも労務費相当額を現金払いとするよう支払い条件を設定する旨が、国土交通省　不動産・建設経済局長通知として提示された。（令和2年7月31日　国不建推第3号･国不建整第6号） * また、改正建設業法の施行を控え建設業課長より、改正建設業法の徹底と、それに伴う建設業法令順守ガイドラインの改訂が通知された（新たに「請負代金を手形で支払う場合の留意事項」に関する項目を設けた）。（令和2年9月30日　国不建第175号） * これらより、[1367]労務費相当額　のデータ項目の新設が要望された。   【既存ユーザ等への影響】  　データ項目の修正となるため、システム改修が必要となる。システム開発者向けに、広く周知を図る必要がある。 |

（№　B/L-2020-024）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2021年2月12日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）  標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）  データ項目（新設）の改訂　[1367]労務費相当額 |

| チェック項目 | | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | 実稼動しているシステムの改修が必要である。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ | 従来業務からの変更は特に生じない。 |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | △ | 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ | 及ぼす影響の範囲は明確化されている。 |
| ⑤即時の対応が可能か否か | △ | 各EDIサービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ | 立場の違いによる対応の差異は特にない。 |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | △ | 請求書の帳票出力レイアウトに変更を生じるため、併せてシステム改修が必要である。 |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ○ | 他項目での類似機能はない。 |
| 5.定義の明確化 | 1. 類似項目との違いは明確か | ○ |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | △ | 即時対応が必要となる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)  ＜引継ぎ＞  L-2020-033のCRで再審議するため、引継ぎ。 |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】  ○：問題なし  △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい  ／：対象外／該当しない  ×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |